

平成31年 第1回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第4号

平成31年第1回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年1月9日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成31年1月17日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成31年第1回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

平成31年1月17日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

十

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
-----------	----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	東原浩史	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	池田勝正	農林課長	森末史博
琴南支所長	萩岡一志	仲南支所長	見間照史
教育次長	脇隆博	学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。早いもので松の内も明け、二日がたったところでございます。本日は、平成31年第1回まんのう町臨時議会をお願い申し上げたところ、公私ともに大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

本日臨時議会に、上程させていただいておりますのは、議案1件、報告1件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

次に、町長から地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分報告1件を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

1月15日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長公務出張のため、副町長、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配布されております、議事日程第1号について説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 議案第1号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度神野公民館整備工事（建築））即決でお願いします。

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）

以上の日程で、意見の一致を見、午前9時40分に委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、鈴木崇容君、2番、常包恵君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○田岡秀俊議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度神野公民館整備工事（建築））

○田岡秀俊議長 日程第4、議案第1号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度神野公民館整備工事（建築））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第1号 工事請負変更契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり平成30年度 神野公民館整備工事（建築）について工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更増の契約金額が、1千9万8千円 そのうち消費税額 74万8千円

既 契約金額、1億476万円 そのうち消費税額 776万円

既 本契約日、平成30年7月9日

契約の相手方、まんのう経常建設共同企業体 代表者 株式会社 七箇工業

代表取締役 山下美博でございます。

この度の変更契約の主な内容といたしましては、追加工事として駐輪場整備工事および調理実習台4台と食器棚1台の追加であります。工事変更といたしまして、調理作業スペースの床と腰壁をタイル貼りから耐熱塗材に調理実習室の腰壁をタイル貼りから化粧パネルに、屋外テラスの土間コンクリート仕上げを防滑塗床仕上げ及び土間コンクリート厚を10センチメートルから15センチメートルに変更したことにとともに、変更を行おうとするものでございます。なお、変更前後の対比表及び化粧パネルと耐熱塗材の性能表をタブレットの全員協議会のフォルダーに入れていただきますのでご覧ください。

御審議の上、御議決賜われますよう、よろしく願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 前回の全員協議会において、求めた追加設計になったところの部材の強度とかね、使用とか調べたのをタブレットにアップしていただいております。建築は非常に多様な資材を使いますが部品によって、道具によって耐用年数、強度が違いますね、まあ、その審査をきちんとお願いしたかったわけでありまして。

この、間もなく竣工するんだらうと思っておりますけれども、私が、今回の神野公民館の整備にあたって推進の途中で非常に腑に落ちない部分が幾つもあります。このことをちょっと申し上げておいて、その対応、姿勢を問うてから承認の賛成するかどうか態度を決めたいと思っております。

まず、神野公民館の現在の非常な問題は、道路からどうやって入るかが非常にわかりに

くい、この議場の方々や地元の方は慣れてますから大丈夫なんですけど、進入路がわかってどこへ駐車するかがわからないけませんね。そして入口がわからないんです。そして、受付にすっと行けないかん、動線計画であります。このような協議がなされたのかどうか町長に問うておきたい。建築業者に発注する時点で、その協議を入念にするべきだったと思いますが、町長の見解、経過報告を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、生涯学習課長、松下信重君。

○松下生涯学習課長 竹林議員の質問にお答えします。公民館への進入口がわかりにくいということですが、地元からの話はございませんでした。ただし、県道のところに看板があります。そういったところ、このたび改修工事を行いまして神野婦人の家も倉庫になると、そこに表示してある表示のところは見直していきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 今回の神野公民館の改築の話は、私は公民館が老朽化しているところが多くて、これは全国的に早急に改築したりすべきだろうと思って、渡りに船の予算案と思いましたが、今の神野公民館がどういうことが足りて足りなくて、こういう問題がある。だから改築したいという論議がほとんど聞かれないまま突如当初予算に出てきたように思います。非常に腑に落ちない印象をもったので、建てるという自身は大賛成であります。もう一つは、地元の利用者が食改善利用者をもっと活発にやりたいから調理室をこうしてくれとかがあってするとか、これは契約の時に私も質問したら地元と協議したということであったから承認はしたんですけども、利用計画があってこういうふうにしたから、こういう平面図をつくるという論議をすべきじゃないかと思います。私は、設計の図面が出てきてから契約の承認というところから論議したんでは、いい施設はできないように思っているんです。これについて、町長はいかがお考えになるか。

それともう一つは神野の小学校跡地、立派な敷地がありまして農村婦人の家と勤労者施設は非常にバランス悪くできています。今回の建てる位置についても既存の施設の連携を考えると、これしかなかったのか、もっと案はなかったのか、あの敷地全体の配置構想の論議をしてから設計者に頼むべきでなかったのかと思います。これについて、町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 竹林議員、あの今回の変更部分についての質疑にとどめていただきたいと思いますが、ただいまの質疑につきましては去年

○竹林昌秀議員 施設というのは建物ができたらいいじゃなくて、利用することがあって初めてできるものであって、その検討を求めずに、これからの対応を求めずに承認の採決をするのはいかがなものかと。

○田岡秀俊議長 当初の契約の時にその質疑につきましては、竹林議員のほうからあって答弁はあったように思います。

○竹林昌秀議員 不十分です。進行過程で種々でてきました。

○**田岡秀俊議長** なおそしたら、ありましたただいまの質疑につきまして答弁、生涯学習課長、松下信重君。

○**松下生涯学習課長** 竹林議員の再質問にお答えします。

当初ですね、神野公民館を建築するにあたってですね、5年前ほどからこちらのほうは検討してまいりました。この建設にあたってはですね、神野公民館の今の運営の仕方がですね、神野婦人に家、勤労青少年ホーム、また旧神野小学校を使っただけの運営をしてまいりました。旧神野小学校また神野婦人の家は耐震ができていないということもありまして、5年前からなんとか神野公民館を建設したいということがありまして検討してのうえの建築になったということです。今の神野公民館の広さについても、これは建設委員会の中で十分話し合っただけの広さというわけでございます。また、配置についてもいろいろ配置場所を検討した結果が今の結果ということです。勤労青少年ホームと一緒に使うということで、あういうふうな設計になったということでございます。以上でございます。

○**田岡秀俊議長** 5番、竹林昌秀君。

○**竹林昌秀議員** あの最初の契約の時だいたい伺った話と同じであってですね、今回、新たな説明は余りなかったのでありますが、とにかく設計者に任せるときに町が公募型総合評点方式を使うのか指名競争入札を使うのか一般競争入札を使うのか、業者選考の方法はきわめて大事だろうと思います。ここのコンセンサスがなにもめるとも思います。

それから条件ですね、ここの神野はこういうところだから、こういう注意をしてくれと設計者に注文を付けること、そういうことが大事なんだろうと思います。それはですね、今回、満濃南こども園の工事基本実施設計委託公募型プロポーザル実施要領というのはネットにでていますよね。こうやって選びますよとは出ていますが、町からの設計業者に注文を付けることというのはこれには載っていない、どのように委託契約をするかの手順だけ載っています。施設検討報告書というのがアップされていて、これも作成されて載っていることは非常に素晴らしいんですけど、この施設を整備する基礎的なことはこれに載っております。それでですね私が申し上げたいのは、今回の満濃南こども園についてはこういう検討した経過とか実施要領が発表されていますけど、今までそういうことなく設計業者から設計が上がってきたら契約承認の議案が上がるという手順でありました。この食い違いがいろんな議会との間で反対に回る人があったり、ちょっと決意が先に延びたり見積もりの中身の説明資料がついていたりついていなかったり、そこの相互というかすれ違いがあるのだらうと思います。これをなくしたら円滑にいくんだらうと思います。で、建築設計業者への発注の仕方というのを議会と合意ができるようにもっていくべきじゃないかと、それは住民に説明できるものではないと思います。それでですね、問題はどの設計業者に頼むのかということですが、県下の県立体育館とか観音寺市民会館の設計発注をどのようにやったのか調べたんですね。いろんなところが地元の経済効果を期待するために工夫してやっております。ただしこれは町の契約規則は、指名競争入札と一般競争入札と随意契約しかない。随意契約の中に公募総合評点式方式を無理やり運用している。

十

制度的に契約方式が時代遅れです。どこも契約規則に手を付けずに募集要項とか実施要項ぐらいでやっている、PFIのトラブルもそれでありました。業者選定のところから火が噴いたところからもめ始めましたけれども、それは構想を練り設計業者と打ち合わせをするところに事業者の選考の手続きまでも任せたからでありまして、業者選定のところは法務畑財産管理契約係のところを所管して、打ち合わせは所管課がやるというふうな内部牽制が働く仕組みにしておかないとPFIのようなトラブルになる。我々は、痛切なPFIの経験をしたんであってPFIに日本中でもっとも通じた町になって、私たちは自信持っていていいだろうと思います。しかし、この経験を生かさずに契約規則の時代遅れであります。昭和30年代の総務省がつくった準則をそのまま採用した契約規則が通用しているのが原価であります。これを私たちのルールをつくりませんか。これがないと種々、議会との間が円滑にいかないだろうと思います。種々検討すべきこと、設計業者に注文つけるべきことというのをちゃんと出してやる、基本のところをね。

私の関心持つところはいろいろありますけどね、業者選定の方法というのは事前にコンセンサスを得ておいたほうが円滑にいきます。琴南の医院のレントゲンの時なんか、先生が選んでくれたからそれだといって、性能評価の比較表も三者見積りもないままいってしまいました。随意契約のところは三者見積りを極力とると書いてあるのをそれを無視した運用であって、我々議会もそれを認めてしまいました。こうした制度上の不備があり、時代遅れのところがあってですね、今、公共インフラを整備する事業量は大幅に減ってあって業者間のあつれきは大きい、個々の発注の仕方なり運用ルールの見直しを再検討しないと穏当な町とはなりにくい。きわめて合併後、調整はうまくいっていると思いますけども、そのへんが今後取り組むべき課題ではないかと思えます。これについての町長の姿勢を伺ってから契約承認の採決に移ることを議長に求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えをいたします。議員さん御指摘のことも重々あるかと思えますので、今後、十分検討していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林議員、今回の追加変更契約の内容に限っての質疑にしてください。いいですか。5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 契約規則は時代遅れであり、今の随意契約で何でもかんでもまぜこぜにルールがかわることの改善を求める。それについて町長が検討するということでもありますので、採決に移っていただいて結構であります。契約とは事業の執行であります。執行過程を論議せずに、その仕様を論議せずに契約承認はあり得ない。

○田岡秀俊議長 他に質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条

第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 工事請負変更契約の締結について（平成30年度神野公民館整備工事（建築））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）

○田岡秀俊議長 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（給食費滞納等の請求事件）を議題といたします。

提出者から報告の内容説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第1号 専決処分の報告（給食費滞納等の請求事件）について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に基づき、平成30年12月14日付で別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要といたしましては、給食費等の滞納額が4万4千円であり、滞納者に対し督促等再三の納付指導を行ってまいりましたが、その履行がないため、支払督促の申し立てを高松簡易裁判所に行ったものでございます。

以上、専決処分の報告といたします。

○田岡秀俊議長 本案は、議会の委任による専決処分のため、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成31年第1回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会時間 午前9時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年1月17日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

+